

「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画」の 令和５年度実施状況について

「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画（令和２～５年度）」に基づき令和５年度に実施した事業及び施策の進捗、成果・課題について、点検・検証を行った。

- １ あらゆる場における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・ Ｐ１～６
- ２ 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・ Ｐ７～１２
- ３ 人権教育・啓発の効果的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１３～１８
- ４ 実施計画（令和６～９年度）の「人権教育・啓発を進めるにあたっての基本的な考え方」における令和５年度の代表的な取組事例・・・・・・・・・・ Ｐ１９

○点検・検証について（計画に記載している事項）

実施計画に基づく取り組みをより効果的に推進するため、各所管課において実施した人権教育・啓発の取り組みの成果と課題について、事業の所管課が年度ごとに自己評価を行い、その結果を次年度以降の取り組みに反映させることとします。

また、福岡市人権尊重推進本部において、懇話会の意見を聞き、実施した取り組みの点検・検証を行います。

（「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画（R2～R5）」 8 ページ）

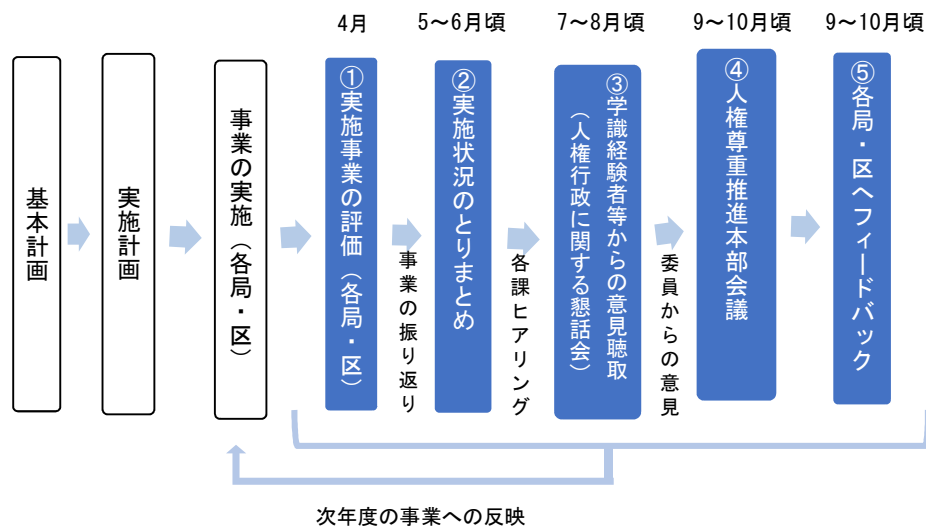
（参考）人権行政に関する懇話会 設置要綱

第1条 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、有識者に意見を求めるため、人権行政に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

（2）「福岡市人権教育・啓発基本計画」の推進に関すること

○点検・検証の流れ



○評価について

事業評価

事業の所管課にて、事業毎に次の4段階で評価を行う。

評価A（一定の成果が得られ、当初の目標を達成した）
評価B（一定の成果が得られ、目標の達成に向けて順調に進んでいる）
評価C（十分な成果が得られず、目標達成ペースを下回っているか、または現状維持）
評価D（成果がほとんど得られず、今後改善・工夫を要す）
未実施

施策評価

施策を構成する事業の評価・進捗状況等を総合的に勘案し、次の4段階で評価を行う。

◎：順調	（評価A、Bの事業が9割以上、かつAが1つ以上）
○：おおむね順調	（評価A、Bの事業が7割以上9割未満）
△：やや遅れている	（評価A、Bの事業が6割以上7割未満）
×：遅れている	（評価A、Bの事業が6割未満）

○福岡市人権教育・啓発基本計画（第3章）における施策体系・評価一覧
16施策・全244事業（再掲64事業含む）

【施策評価】◎：順調 ○：おおむね順調 △：やや遅れている ×：遅れている

[]内は事業数

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進[97]		施策評価 ()はR4nd	事業評価				
			A	B	C	D	未実施
(1)	就学前教育機関における人権教育[3]	○(○)	0	3	0	0	0
(2)	学校における人権教育[15]	○(○)	1	11	3	0	0
(3)	家庭・地域における人権教育・啓発[71]	↑◎(○)	20	45	5	0	1
(4)	企業における人権教育・啓発[8]	○(○)	5	2	1	0	0
合計			26	61	9	0	1

R4ndの合計 (22) (62) (10) (0) (3)

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進[43]		施策評価 ()はR4nd	事業評価				
			A	B	C	D	未実施
(1)	市職員[12]	◎(◎)	4	8	0	0	0
(2)	教職員[4]	○(◎) ↓	0	4	0	0	0
(3)	社会教育関係者[19]	↑○(△)	7	9	3	0	0
(4)	福祉関係者[3]	◎(◎)	1	2	0	0	0
(5)	保健・医療関係者[4]	↑◎(○)	1	3	0	0	0
(6)	マスメディア関係者[1]	○(○)	0	1	0	0	0
合計			13	27	3	0	0

R4ndの合計 (8) (29) (4) (0) (2)

3 人権教育・啓発の効果的な推進[104]		施策評価 ()はR4nd	事業評価				
			A	B	C	D	未実施
(1)	学習の場の提供[4]	○(○)	0	3	1	0	0
(2)	学習内容の充実[20]	○(○)	6	10	4	0	0
(3)	効果的な啓発手法・情報提供の推進[27]	○(○)	4	19	4	0	0
(4)	人材の育成・活用[45]	○(○)	8	25	7	0	5
(5)	教材の開発・整備[3]	↑○(△)	0	3	0	0	0
(6)	総合的なネットワークづくり[5]	○(○)	0	4	1	0	0
合計			18	64	17	0	5

R4ndの合計 (16) (60) (20) (0) (10)

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

＜主な成果・課題＞ 凡例 ○：成果 △：課題

- (1)就学前教育機関における人権教育、(2)学校における人権教育、(4)企業における人権教育・啓発においては、関係機関や団体と連携しながら研修等の事業を実施しており、参加者アンケート等の結果は、概ね満足度の高い結果となっている。
- (3)家庭・地域における人権教育・啓発では、動画配信を活用するなど事業の工夫をし、参加者向上のための取組みを進めている。また、参加者の固定化を防ぐため、引き続き、様々な媒体を活用しながら積極的に広報していく。

＜施策の進捗状況・評価＞

() 内はR4nd評価

施策	進捗状況	施策評価
施策1－(1) 就学前教育機関 における人権教育	・乳幼児の健全な成長を図るため、市内の認可保育所に保育所の加配を行うとともに、関係機関と連携し、職域別、階層別など幅広い研修により、保育所職員の資質の向上及び保育内容の充実を図っている。	○ おおむね 順調 (○)
施策1－(2) 学校における人権教育	・児童・生徒の発達段階に応じた教材の活用や、適切な指導、啓発に取り組んでいる。 ・教職員が人権問題に関わる認識を深め、人権教育の推進・理解を図るため、毎年、全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、経験年数や職能に応じた研修を実施している。 ・日本語指導を必要とする児童生徒へのサポートをするとともに、小・中学校にネイティブスピーカー、ゲストティーチャーを配置することなどにより、多様な文化を尊重し合う心の育成に努めている。	○ おおむね 順調 (○)
施策1－(3) 家庭・地域における 人権教育・啓発	・研修や講演会については、幅広い市民の参加のため、事業内容を工夫するとともに、SNSやデジタルサイネージなど様々な媒体を活用した広報を行っている。 ・講座・講演会について、対面と動画配信を併用した形式での実施や社会の現状や情勢の変化に即したテーマの設定など、幅広い層の参加促進を図っている。令和5年度は、「人権に関する理解が深まった」と回答した市民の割合が高く、様々な人権問題に対する市民の理解と認識を深めることができた。 ・人権啓発地域推進組織や区人権啓発連絡会議など、市民主体の取組みの活動の支援のため、研修・講座や交流会を実施している。 ・各校区・地区により取組みに差があるため、校区・地区間での情報交換や情報提供が活発に行われるよう、引き続き、サポートしていく。	↑ ◎ 順調 (○)
施策1－(4) 企業における 人権教育・啓発	・就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図るため、市内の関係機関と連携し、企業の各層に対する研修会を実施している。 ・企業における人権研修の実施にあたって、講師・教材等に関する相談に応じるとともに、企業からの要請に基づき人権啓発推進指導員を講師として派遣している。 ・企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組みを促進するため、セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実など働きやすい環境整備の推進に取り組んでいる。	○ おおむね 順調 (○)

施策の方向性					
乳幼児期においては、子どもたちの人権感覚の芽生えを育み、一人ひとりの違いを認め合い、その違いを個性として尊重することなどを理解させることが重要。					
○家庭、地域、関係行政機関との交流・連携の強化 ○幼稚園教職員・保育所職員の資質の向上					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			○：おおむね順調（○：おおむね順調）		
・乳幼児の健全な成長を図るため、市内の認可保育所に保育所の加配を行うとともに、関係機関と連携し、職域別、階層別など幅広い研修により、保育所職員の資質の向上及び保育内容の充実を図っている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	0	3	0	0	0
●福岡市家庭支援推進保育事業 【評価B】					
・要支援家庭・児童が一定割合以上入所する、市内の認可保育所8か所で保育士を加配 加配保育士は、職員の人権意識や人権感覚を高めるリーダー的役割を担うとともに、保護者と担任とのパイプ役、地域・家庭・小中学校との連携等の業務を担っている。					
●人権保育研究・研修事業 【評価B】					
・全保育所で人権保育が実施されることを目指し、各関係機関・団体と連携しながら人権保育研究や研修を実施 ・地域の子育てリーダー養成のため、養成派遣研修を実施 ◇実施回数 2回、参加人数 延べ7人					
●保育所職員研修事業 【評価B】					
・保育所職員の人権意識の高揚を図るため、各保育所にて職域別、階層別研修、公私立合同研修を実施 ◇実施回数 70回、参加人数 延べ3,235人					

施策の方向性					
人権教育は、全教育活動を通して、「豊かな人間性」を育むことを基盤にして推進し、校種間の連携とともに、教職員一人ひとりが学校における教育課題を明確にし、その課題解決にあたる必要がある。 ○学習指導法の工夫・改善 ○効果的な教職員研修の実施 ○国際理解教育の推進					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価				○：おおむね順調（○：おおむね順調）	
・児童・生徒の発達段階に応じた教材の活用や、適切な指導、啓発に取り組んでいる。 ・教職員が人権問題に関わる認識を深め、人権教育の推進・理解を図るため、毎年、全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、経験年数や職能に応じた研修を実施している。 ・日本語指導を必要とする児童生徒へのサポートをするとともに、小・中学校にネイティブスピーカー、ゲストティーチャーを配置することなどにより、多様な文化を尊重し合う心の育成に努めている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	1	11	3	0	0
●<u>中学生向け出前セミナー</u> 【評価B】 ・中学生を対象に男女共同参画についての出前セミナーを実施 ◇実施校数 <u>R4n:26校 → R5n:24校</u>（目標:24校）、参加人数 4,970名 ●<u>人権読本「ぬくもり」の活用</u> 【評価B】 ・授業以外での活用も含め、幅広い活用を促進するよう周知 ◇児童生徒アンケート「自分を大切にしようとする」と回答した割合 小学校 <u>R4n:96% → R5n:96%</u>（目標:85%）中学校 <u>R4n:95% → R5n:95%</u>（目標:80%） ◇児童生徒アンケート「他の人の大切さも認める」と回答した割合 小学校 <u>R4n:98% → R5n:98%</u> 中学校 <u>R4n:97% → R5n:98%</u>（目標:90%） ◇「ぬくもり」の活用回数 小学校 <u>R4n:3.6回 → R5n:4.5回</u>（目標:9回）中学校 <u>R4n:2.6回 → R5n:2.8回</u>（目標:6回） ●<u>学校ネットパトロール事業</u> 【評価A】 ・不適切な書き込みの監視を行い、問題の未然防止、早期発見・早期対策を図った。 ◇ネットパトロール検知件数 <u>R4n:1,807件 → R5n:1,829件</u>（目標:1,200件） ◇検知後の指導・削除 <u>R4n:100% → R5n:100%</u>（目標:100%） ・ホームページに啓発資料を毎月掲載、講演会を12校で実施 ●<u>いじめゼロプロジェクト</u> 【評価B】 ・「いじめゼロ取組」を全小中学校で実施 ・「いじめゼロサミット2023」を開催し、小学5年生から中学3年生までの約7万人が参加 ◇「いじめはどんなことがあってもゆるされない」と回答した児童生徒の割合 <u>R4n:96.7% → R5n:96.7%</u>（目標:97%） ●<u>子ども日本語サポートプロジェクト</u> 【評価B】 ・日本語指導を必要とする児童生徒が、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを実施 ◇個別の日本語指導計画の目標を達成した児童生徒の割合 <u>小学校 R4n:85% → R5n:97.7%</u> <u>中学校 R4n:71% → R5n:95.8%</u>（目標:100%） ◇日本語指導担当教員研修会の開催回数 <u>R4n:7回 → R5n:7回</u>（目標:7回）					

施策の方向性					
市民の人権に関する知識の習得は進んできたが、日常的な人権感覚が十分に身につけていないなどの課題も残されており、学習機会の提供や人権の尊重を基調とした家庭や地域の教育力の充実に努めることが重要。また、市民主体の取り組みと、本市の取り組みとを共に充実することにより、「市民・行政共働型」の人権教育及び人権啓発を推進することが必要。 ○多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供 ○家庭や地域の教育力充実のための事業の推進 ○市民主体の取り組みの推進					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			↑ ◎：順調（○：おおむね順調）		
・研修や講演会については、幅広い市民の参加のため、事業内容を工夫するとともに、SNSやデジタルサイネージなど様々な媒体を活用した広報を行っている。 ・講座・講演会について、対面と動画配信を併用した形式での実施や社会の現状や情勢の変化に即したテーマの設定など、幅広い層の参加促進を図っている。令和5年度は、「人権に関する理解が深まった」と回答した市民の割合が高く、様々な人権問題に対する市民の理解と認識を深めることができた。 ・人権啓発地域推進組織や区人権啓発連絡会議など、市民主体の取り組みの活動の支援のため、研修・講座や交流会を実施している。 ・各校区・地区により取り組みに差があるため、校区・地区間での情報交換や情報提供が活発に行われるよう、引き続き、サポートしていく。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	20	45	5	0	1
●日本語教育の推進 【評価B】 ・外国人への日本語教育を地域住民とともに推進するため、各区主催日本語教室等を実施 ◇延べ受講者数 4,553人、延べボランティア数 3,132人 ◇市内及び周辺の日本語教室数 <u>R4n:58 → R5n:61</u>（目標:55以上） ●福岡市要保護児童支援地域協議会 【評価B】 ・医師会、弁護士会、警察、教育関係、保育所などの関係機関・団体で構成する協議会において、要保護児童等への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発活動などを実施している。 ●PTA人権教育研修 【評価C】 ※実施状況は（施策3-(4)）参照 ●全区人権講座 【評価A：5 評価B：2】 ・様々な人権問題に対する市民の理解と認識を深めるため、各区において講座を実施 ◇参加者アンケート「人権に関する理解が深まった」と回答した割合 <u>R4n:92.9% → R5n:94.6%</u>（目標:80%） ●家庭教育支援事業 【評価B】 ・学校、家庭、地域等が連携して家庭の教育力向上に向け、講演会や講座等を実施 ●福岡人権擁護委員協議会への支援・協力 【評価B】 ・福岡市人権擁護委員協議会が実施する人権相談や街頭啓発が円滑に実施できるよう支援を行う。 ・人権擁護委員候補者の推薦（女性参画率:59.5% R6.3月時点）、市政だよりや市HPへの掲載などの広報協力、特設人権相談所での会場提供等 ●福岡市人権尊重週間行事 【評価B】 ・福岡市人権尊重週間（毎年12月4日～12月10日）に各種啓発事業を実施 市政だより12/1号「人権尊重週間特集」、人権啓発テレビCMの制作・放送、デジタルサイネージやSNS等を活用した広報、人権を尊重する市民の集いを各区で開催 他 ◇「人権を尊重する市民の集い」の7区合計参加者数 <u>R4n:1,677人 → R5n:2,462人</u>（目標:2,500人）					

●若者との共働事業（ココロンキャンパス） 【評価A】

- ・若年層の人権意識を高めるため、大学と連携して講演会を実施
 - ◇参加人数 138名（若年層の割合 67.3%）
 - ◇アンケートで「人権に関する関心や理解度が深まった」とする割合 R4n:97% → R5n:99%（目標:97%）

●ヤングケアラー相談支援事業 【評価B】

- ・ヤングケアラー相談窓口による相談・研修・ヘルパー事業など、総合的な支援を実施
 - ◇相談件数:897件、関係機関等職員向け研修:24回、1,017名参加
 - ◇ヤングケアラー支援ヘルパー事業（R5.3月～）

●全区人権尊重啓発連絡会議 【評価A:1 評価B:4 評価C:2】

- ・地域における人権意識の高揚を図るため、各区にて、委員の意見交換や研修会を実施するとともに「各区人権を考えるつどい」の開催や広報紙を発行
 - ◇人権啓発連絡会議の構成員の参加率 R4n:72.9% → R5n:75.6%（目標:90%）

●全区人権を考えるつどい 【評価A:4 評価B:3】

- ・市民の人権意識の高揚を図るため、各区において講演会等を実施
 - 東）映画上映会（障がい者の人権） 参加者：405人
 - 博多）講演会（性的マイノリティ） 参加者：169人
 - 中央）講演会、映画上映会（同和問題） 参加者：331人
 - 南）講演会（同和問題、インターネットによる人権侵害問題） 参加者：191人
 - 城南）映画上映会（障がい者の人権、こどもの人権） 参加者：301人
 - 早良）講演会（同和問題） 参加者：120人 録画配信再生数：135回
 - 西）トーク（人権問題全般）、コンサート 参加者：252人
 - ◇参加者アンケート「内容に満足した」と回答した割合 R4n:90.7% → R5n:94.0%（目標:90%）

●人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援 【評価B】

- ・全校区での設立を図り、未設立校区へ働きかけを行った。
 - ◇現在の設立組織数 142校区（146組織）、未設立校区 4校区
- ・人尊協等への支援のため、補助金交付や会長・役員を対象に交流会及びスキルアップ講座を実施
 - ◇人尊協会長が「活動の効果が上がっている」と回答した割合 R4n:90.3% → R5n:84.4%（目標:90%）

施策の方向性					
企業においては、今後も人権教育及び人権啓発を積極的に推進していくことが必要であり、また、公正な採用選考や配置、昇進、賃金などあらゆる面で基本的人権が尊重された働きやすい職場を実現することが求められている。					
○企業内での人権教育・啓発の推進 ○就職の機会均等の確保と働きやすい職場づくり					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価				○：おおむね順調（○：おおむね順調）	
・就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図るため、市内の関係機関と連携し、企業の各層に対する研修会を実施している。					
・企業における人権研修の実施にあたって、講師・教材等に関する相談に応じるとともに、企業からの要請に基づき人権啓発推進指導員を講師として派遣している。					
・企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組みを促進するため、セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実など働きやすい環境整備の推進に取り組んでいる。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	5	2	1	0	0
●指定管理者人権研修 【評価A】					
・市の公の施設を管理する指定管理者への研修支援のため、集合研修や講師派遣等を実施 ◇実施回数 58回、受講者数 1,004人、受講施設数 84施設、指定管理団体数 59団体 ◇研修参加者アンケート結果にて「理解が深まった」と答えた割合 R4n:98% → R5n:98%（目標:96%）					
●女性活躍推進事業 【評価A】					
・社会貢献優良企業優遇制度における「次世代育成・男女共同参画支援事業」での企業認定 ◇認定企業数 223社（前年比29社増） ・「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」において、企業の取組みが見える化 ◇登録企業数 R4n:337社（30社増） → R5n:362社（25社増）（目標:25社増） ・その他、企業向けセミナー、男性の意識啓発、女性のキャリア形成支援 等を実施					
●公正採用選考人権啓発推進員研修 【評価A】					
・福岡地域（福岡中央・福岡東・福岡南・福岡西）公共職業安定所と福岡市が連携し、企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を実施 ◇実施回数 15回、参加事業所数 1,143事業所 ◇研修参加者アンケートにて「理解が深まった」と答えた割合 R4n:96.5% → R5n:98.7%（目標:95%）					
●働く人権研修 【評価A】					
・市内の関係行政機関（公共職業安定所・労働基準監督署・福岡市・福岡市教育委員会）が連携し、市内の全ての働く人を対象とした研修会を実施 ◇実施回数 6回、参加人数 215人、参加事業所数 136事業所 ◇研修参加者アンケート結果にて「理解が深まった」と答えた割合 R4n:100% → R5n:100%（目標:98%）					
●企業への研修講師派遣等 【評価B】					
・講師派遣依頼があった企業へ人権研修を実施 ◇派遣実績 30社・63回、受講者 1,959人 ◇研修参加者アンケート結果にて「理解が深まった」と答えた割合 R4n:98% → R5n:97%（目標:99%）					
●福岡市企業同和問題推進協議会との連携 【評価B】					
・「福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）」主催の研修会へ講師派遣等などを行うとともに、毎月1回開催される研修啓発推進委員会に出席し、必要な助言・支援を実施 ◇同和問題基礎研修会（23回）講師派遣 参加実績 528名 ◇同和問題実践研修会（8回）講師派遣 参加実績 135名					

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

＜主な成果・課題＞ 凡例 ○：成果 △：課題

○特定職業従事者が、日頃から人権尊重の視点を持って業務に取り組むことができるよう、幅広い人権問題について研修等を行った。また、業務に関わりの深い問題や、社会情勢に応じた問題をテーマに取り入れるなど、特定職業従事者としての人権意識の高揚に寄与した。

△地域における事業については、校区や公民館によって人権問題への取組みに差があることから、地域のニーズも取り入れながら、テーマや手法について検討する必要がある。

＜施策の進捗状況・評価＞

() 内はR4nd評価

施策	進捗状況	施策評価
施策 2－(1) 市職員	・全職員を対象に人権に関する職場研修を実施するとともに、管理職職員に対して年1回、研修を実施している。また、採用・昇任時の節目にも研修を実施するなど、体系的に研修を実施している。 ・庁内向けの人権啓発紙の発行やeラーニングの実施などにより、日頃から、市職員の人権意識の高揚に努めている。 ・職場研修において、各職場の担当業務について、人権尊重の視点での振り返りを促すとともに、「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知徹底を図っている。	◎ 順調 (◎)
施策 2－(2) 教職員	・全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、夏季休業期間中に校内研修を実施するなど、教職員の人権意識の向上に努めている。 ・全市人権教育研修実施にあたっては、様々な人権問題の当事者等の講話を取り入れ、各学校が実態に応じて選択受講できるようにしている。 ・体罰によらない教育の研修実施率は100%であるが、体罰の発生が続いている。今後も引き続き研修を実施し、教職員における体罰禁止の認識を高めていく必要がある。	○ おおむね 順調 (◎)↓
施策 2－(3) 社会教育関係者	・様々な人権問題について理解・認識が深まるよう、公民館長、主事、新任公民館職員等を対象に研修を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年度は一部の区で事業の実施を見送っていたが、令和5年度は計画通り実施できている。 ・研修実施にあたっては、集合研修や書面開催、録画配信などの手法で実施している。引き続き、研修の手法については検討を行っていく必要がある。	○ おおむね 順調 ↑(△)
施策 2－(4) 福祉関係者	・民生委員・児童委員活動に特にかかわりの深い人権問題（子ども、障がい者、高齢者等）について研修を実施している。 ・オンライン研修について、配信期間など受講しやすい環境を整えたことで、従前と比べて受講者が大幅に増えた。（介護保険サービス事業者研修）	◎ 順調 (◎)
施策 2－(5) 保健・医療関係者	・保健・医療関係者が、人権問題を正しく理解・認識するため、対象者に応じた研修を実施している。保健師人権・同和研修においては、参加者の理解度が高く、昨年度と比べて受講率も上がっている。	◎ 順調 (○)↑
施策 2－(6) マスメディア関係者	・民間企業の研修等の支援を通して、マスメディア関係者に対して、人権教育・啓発を実施するとともに、本市の取組み等の情報提供を行っている。	○ おおむね 順調 (○)

施策の方向性					
すべての職員が、特定職業従事者として、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、具体的な職務遂行の中で生かしていくこと、また、すべての部局のすべての職員が日常業務を常に人権尊重の視点からとらえ直し、必要に応じ工夫・改善を図ることが求められている。 ○総合的な研修の実施					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			◎：順調（◎：順調）		
・全職員を対象に人権に関する職場研修を実施するとともに、管理職職員に対して年1回、研修を実施している。また、採用・昇任時の節目にも研修を実施するなど、体系的に研修を実施している。 ・庁内向けの人権啓発紙の発行やeラーニングの実施などにより、日頃から、市職員の人権意識の高揚に努めている。 ・職場研修において、各職場の担当業務について、人権尊重の視点での振り返りを促すとともに、「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知徹底を図っている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	4	8	0	0	0
●集合研修 【評価B】 ・昇任等にあわせて実施している階層別必修研修のカリキュラムにおいて、人権問題に関する研修を実施。新規採用職員研修、主任研修、総括主任研修、係長研修、課長研修 等 ●市民課職員への研修 【評価B】 ・「事前登録型本人通知制度」の導入の経緯や制度の趣旨を理解させ、戸籍や住民票等の個人情報を取り扱う職員としての人権意識を形成するため、研修を実施 ●校区担当職員研修 【評価A】 ・各区の地域支援担当職員（校区担当職員）を対象に研修を実施 ●「人権」に関する職場研修推進月間 【評価B】 ・毎年11月～12月を職場研修推進月間と定め、市の全職場にて研修を実施 ◇受講者：12,162人（会計年度任用職員等含む） ◇受講率 <u>R4n:96.1%</u> → <u>R5n:97.7%</u>（目標:100%） ●人権啓発推進者研修 【評価B】 ・人権啓発推進者としての役割と職務についての認識を深めるため、課長級職員を対象に研修を実施。R5テーマはインターネットによる人権侵害 ◇受講者 568人、受講率 94.4% ◇受講者アンケートの結果にて「理解できた」と答えた割合 <u>R4n:96.1%</u> → <u>R5n:98.9%</u>（目標:100%） ●福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修） 【評価B】 ・人権問題についての認識を深めるため、局長級・部長級職員を対象に、講演会を実施。R5テーマはインターネットによる人権侵害 ◇受講者 186人、受講率 91.2% ◇受講者アンケートの結果「理解できた」と答えた割合 <u>R4n:96.5%</u> → <u>R5n:99.5%</u>（目標:100%） ●消防局初任教育【評価A】、交通局新規採用職員研修【評価B】 ・消防局、交通局の新規採用職員を対象に研修を実施 ●面接試験研修会 【評価A】 ・職員採用試験における面接試験員（54名）を対象に研修を実施					

施策の方向性					
21世紀を担う子どもたちの人権尊重の心と態度を育成し、学校における人権教育の推進を図るため、今後も教職員に対する積極的な取り組みが必要。					
○研修内容の充実 ○各学校における人権教育推進体制の確立					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			○：おおむね順調（◎：順調）↓		
・全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、夏季休業期間中に校内研修を実施するなど、教職員の人権意識の向上に努めている。					
・全市人権教育研修実施にあたっては、様々な人権問題の当事者等の講話を取り入れ、各学校が実態に応じて選択受講できるようにしている。					
・体罰によらない教育の研修実施率は100%であるが、体罰の発生が続いている。今後も引き続き研修を実施し、教職員における体罰禁止の認識を高めていく必要がある。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	0	4	0	0	0
● <u>体罰によらない教育の推進</u> 【評価B】					
・教職員の体罰禁止の認識を高めるため、「体罰によらない教育のために（リーフレット、研修編・資料編）」を活用した研修等を実施 ◇各学校における、体罰によらない教育の研修実施率 <u>R4n:100% → R5n:100%</u> （目標:100%） ◇体罰の発生件数 <u>R4n:1件 → R5n:1件</u> （目標:0件）					
● <u>全市人権教育研修</u> 【評価B】					
・全教員を対象にした人権研修を夏季休業期間中に実施 ◇参加者数：8,065名 ◇「知識理解が深まった」と回答した割合 <u>R4:98.3% → R5:98.8%</u> （目標:100%） 「人権意識が高まった」と回答した割合 <u>R4:98.4% → R5:98.8%</u> （目標:100%） 「受講率」 <u>R4:99.0% → R5:99.3%</u> （目標:100%）					
● <u>校内人権教育研修</u> 【評価B】					
・学校での人権教育の推進・充実に向け、各校において校内人権教育研修を実施 ◇校内研修における点検評価アンケート結果(※) <u>R4n:98% → R5n:98%</u> （目標:100%） ※知的理解が深まった、人権意識が高まった、教育実践への活用					
● <u>教育委員会主催人権教育研修</u> 【評価B】					
・若手教職員へ人権教育に関する基礎的な知識理解を図る研修や、教職経験年数、管理職や人権教育担当者など職能に応じた各種研修を実施 ◇「満足した」と回答した割合 <u>R4:98.4% → R5:99.2%</u> （目標:100%） 「知識理解が深まった」と回答した割合 <u>R4:98.0% → R5:98.8%</u> （目標:100%） 「人権意識が高まった」と回答した割合 <u>R4:98.3% → R5:98.9%</u> （目標:100%）					

施策の方向性					
社会教育関係者のさらなる助言・指導技術の向上を図り、地域における指導者育成につなげていくことが重要。					
○実践的な研修方法の工夫・内容の充実					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			↑ ○：おおむね順調（△：やや遅れている）		
・様々な人権問題について理解・認識が深まるよう、公民館長、主事、新任公民館職員等を対象に研修を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年度は一部の区で事業の実施を見送っていたが、令和5年度は計画通り実施できている。					
・研修実施にあたっては、集合研修や書面開催、録画配信などの手法で実施している。引き続き、研修の手法については検討を行っていく必要がある。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	7	9	3	0	0
● <u>新任公民館職員研修</u> 【評価B】					
・公民館職員として同和問題など様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の基礎知識の習得を目的に研修を実施 ◇「理解できた」と回答した割合 <u>R4n:97% → R5n:90%</u> （目標:100%）					
● <u>全区公民館職員人権教育研修</u> 【評価A：3 評価B：4】					
・公民館職員としての資質の向上と、人権尊重を基底に据えた公民館運営を図ることを目的として各区で人権研修を実施 ◇「今後の仕事に役に立つ」と回答した参加者の割合（各区平均） <u>R4n:94.6% → R5n:95.8%</u> （目標:100%）					
● <u>全区公民館運営懇話会委員研修</u> 【評価A：4 評価B：2 評価C：1】					
・公民館の運営懇話会の委員を対象に、人権教育の必要性や人権尊重を基底に据えた公民館運営等に関して研修を実施 ◇公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合（各区平均） <u>R4n:83.4% → R5n:98.8%</u> （目標:100%）					
● <u>各区人権教育推進交流会（博多・城南・西）</u> 【評価B：1 評価C：2】					
・同和問題の当事者との交流、意見交換を通じて、差別の現実を理解し、人権教育の推進を図ることを目的に実施 ◇交流会参加者（博多区）14人（目標 60人） （城南区）20人（目標 25人） （西区）32人（目標 60人）					
● <u>社会教育主事等研修</u> 【評価B】					
・教育委員会、区役所配置の社会教育関係職員の人権問題についての共通理解と認識を図り、専門的力量を高めることを目的に研修等を実施。令和5年度はフィールドワーク、研修会、人権講座等を実施 ◇「今後の仕事の役に立つ」と回答した割合 <u>R4n:95% → R5n:91%</u> （目標:100%）					

施策２－（４）福祉関係者

３事業

施策の方向性					
民生委員・児童委員においては、地域での役割についてさらに認識を深めていくこと、また、福祉施設職員については、人間の尊厳などの重要性を十分認識し、人権意識に根ざした行動を実践することが求められている。					
○福祉関係者相互の交流及び実践的な研修手法の工夫・内容の充実					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			◎：順調（◎：順調）		
・民生委員・児童委員活動に特にかかわりの深い人権問題（子ども、障がい者、高齢者等）について研修を実施している。					
・オンライン研修について、配信期間など受講しやすい環境を整えたことで、従前と比べて受講者が大幅に増えた。（介護保険サービス事業者研修）					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	1	2	0	0	0
●介護保険サービス事業者研修（福岡市介護保険事業者研修事業）【評価A】					
・介護保険事業者・職員を対象に、高齢者の人権問題に対する更なる理解を図るため、権利擁護及び虐待防止に関するオンライン研修を実施 ◇実施回数 6回、研修申込者数 599人					
●福岡市民生委員児童委員協議会における研修等【評価B】					
・日頃より、地域福祉の推進役として地域住民と接する民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、各種研修を実施 全体研修、地区会長・副会長研修、中堅研修、主任児童委員研修 ※その他、各区レベルでも全民生委員・児童委員を対象に、別途研修を実施					
●保育所職員研修事業【評価B】 ※再掲（施策1-(2)）					

施策２－（５）保健・医療関係者

４事業

施策の方向性					
市立病院や保健所などの保健・医療関係者すべてが人権問題を正しく認識・理解し、患者などを個人として尊重するとともに、個人情報の保護など、人権に関してきめ細やかな配慮を行う必要がある。					
○市内医療機関の医師や看護師などに対する研修の積極的な実施					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価				↑ ◎：順調（○：おおむね順調）	
・保健・医療関係者が、人権問題を正しく理解・認識するため、対象者に応じた研修を実施している。保健師人権・同和研修においては、参加者の理解度が高く、昨年度と比べて受講率も上がっている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	1	3	0	0	0
●HIV感染者等の医療確保に関する人権啓発 【評価B】					
・市内医療機関の保健・医療関係者や職員に対して、HIV 感染者等についての正しい知識や医療提供上の課題等に関する研修情報を案内					
●精神保健福祉従事者研修事業等 【評価B】					
・精神保健福祉業務に従事する職員等の技術水準向上を図ることで、精神障がい者に対する支援の充実や差別・偏見をなくすため、各種研修を実施					
●保健師人権・同和研修 【評価A】					
・令和5年度採用保健師を対象に人権・同和問題に関する研修会を実施					
◇「市の人権・同和対策について理解ができた」と答えた割合 R4n:100% → R5n:100%（目標:100%）					
◇受講率：R4n :78%→R5n:100%					
●福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業 【評価B】					
・児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育を行い、児童虐待対応の向上を図っている。（事業内容）児童虐待対応に関する相談への助言等、児童虐待防止医療ネットワーク会議、児童虐待対応のための教育研修（子ども虐待対応セミナー）の実施					

施策２－（６）マスメディア関係者

１事業

施策の方向性					
マスメディアからの情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、人権尊重の社会を形成するうえで重要な役割を担っているマスメディア関係者は、常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが望まれる。					
○マスメディア関係者への働きかけ					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			○：おおむね順調（○：おおむね順調）		
・民間企業の研修等の支援を通して、マスメディア関係者に対して、人権教育・啓発を実施するとともに、本市の取組み等の情報提供を行っている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	0	1	0	0	0
●人権教育・啓発関係情報の提供 【評価B】					
・マスメディアの会員を有する福岡市企業同和問題推進協議会や福岡市人権問題企業啓発推進会議の支援を通して、様々な人権問題に関する研修を実施するとともに、本市の取組を紹介。併せて、市政だよりやホームページなどでの情報提供を通して、関係事業の周知を図っている。					

3 人権教育・啓発の効果的な推進

＜主な成果・課題＞ 凡例 ○：成果 △：課題

○若年者へ向けた啓発のため、SNSの活用やアニメの放映、漫画を活用した啓発、大学との連携によるキャンペーン実施など、積極的な広報に努めている。

△(4)人材の育成・活用について、対面での実施に加えて動画配信も行っているものの、参加者が減少するなど、地域に密着した人材育成が今後の課題である。

＜施策の進捗状況・評価＞

() 内はR4nd評価

施策	進捗状況	施策評価
施策3－(1) 学習の場の提供	・人権問題についての様々な情報提供や学習・交流を支援するため、人権啓発センター等の管理・運営を実施している。 ・人権のまちづくり館では、校区人尊協や学校等との連携のもと、地域交流の場として啓発事業や地域交流事業を実施しており、幅広い層からの参加があった。 ・参加者が固定化している事業や長年の実施で硬直化している事業については、各地域の実情を考慮しながら見直しを行う必要がある。	○ おおむね 順調 (○)
施策3－(2) 学習内容の充実	・研修・講演会や各種イベントについては、幅広い層の参加者を増やすため、交通広告やSNSを活用した広報や、当日来られない方へ向けて会場の様子をオンライン配信するなど、工夫をして実施している。 ・各研修会等のテーマについては、参加者のニーズや興味・関心のある内容を取り入れることで人権問題への理解・認識を深めている。	○ おおむね 順調 (○)
施策3－(3) 効果的な啓発手法・ 情報提供の推進	・各種啓発イベントについて、幅広い市民の参加を促進するため、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、多くの市民が参加しやすい日程の設定や事業内容の工夫を行っている。 ・テレビCMやラジオ番組による啓発について、テレビ・ラジオでの放送に限らずSNSやデジタルサイネージ等、様々な媒体を活用して啓発している。 ・人権に関する情報発信について、広報紙など紙媒体の発行とともに、ホームページにも掲載し、鮮度の高い情報提供に努めている。	○ おおむね 順調 (○)
施策3－(4) 人材の育成・活用	・地域における人権教育・啓発を担う人材育成のため、動画配信も活用しながら、研修や交流会を実施している。 ・PTAを対象とした一部の事業については、コロナウイルス感染症の影響で未実施となっていたが、開催手法の工夫により再開しているものの、参加人数が目標に達していないなど課題が残っている。	○ おおむね 順調 (○)
施策3－(5) 教材の開発・整備	・人権教育・啓発に関して、様々な教材・資料等を作成している。 ・市民や学校において、成長・発達過程に応じた啓発に取り組んでおり、人権読本「ぬくもり」の活用回数が前年度よりも上がっている。	○ おおむね ↑ 順調 (△)
施策3－(6) 総合的なネット ワークづくり	・「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」を周知し、庁内における総合的な取組みを推進するとともに、関係機関や団体等との連携を図っている。	○ おおむね 順調 (○)

施策３－（１）学習の場の提供

４事業

施策の方向性					
公民館、市民センターや男女共同参画推進センターなどの施設を人権に関する市民の学習の場として積極的に提供していくほか、人権啓発センターのさらなる利用促進を図ることが必要。 ○公民館、市民センターや人権啓発センターなどの施設利用の促進 ○人権のまちづくり館の機能の充実					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価				○：おおむね順調（○：おおむね順調）	
・人権問題についての様々な情報提供や学習・交流を支援するため、人権啓発センター等の管理・運営を実施している。 ・人権のまちづくり館では、校区人尊協や学校等との連携のもと、地域交流の場として啓発事業や地域交流事業を実施しており、幅広い層からの参加があった。 ・参加者が固定化している事業や長年の実施で硬直化している事業については、各地域の実情を考慮しながら見直しを行う必要がある。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	0	3	1	0	0
●<u>人権のまちづくり館の人権啓発事業</u> 【評価B】 ・人権のまちづくり館主催事業として、講座やコンサート等の人権啓発事業を実施 ◇実施回数 29回 参加人数 1,498人 ●<u>人権のまちづくり館における地域交流の促進</u> 【評価B】 ・人権のまちづくり館主催事業として、地域交流事業を実施 ◇実施回数 218回 参加人数 2,991人 ●<u>人権啓発センターの管理・運営</u> 【評価C】 ・人権啓発の拠点として、人権に関する図書・DVD等の閲覧・貸出、人権研修の講師・教材等に関する情報提供、人権尊重作品の展示などを実施 ◇「R4人権問題に関する市民意識調査」における人権啓発センターの認知度 H29n調査:11.6% → R4n調査:8.4%（目標:15%）					

施策の方向性					
人権学習を効果的に進めていくためには、日常的な人権感覚を身につけられるような学習内容にするとともに、学習者が積極的に自らの力で新しい発見をすることが重要。					
○研修会や各種イベントなどの内容や形態の工夫・改善 ○就学前教育の取り組みの充実 ○学習指導法の工夫・改善 ○人権教育の内容の充実 ○企業向け研修の充実 ○社内研修の支援の充実					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価				○：おおむね順調（○：おおむね順調）	
・研修・講演会や各種イベントについては、幅広い層の参加者を増やすため、交通広告やSNSを活用した広報や、当日来られない方へ向けて会場の様子をオンライン配信するなど、工夫をして実施している。					
・各研修会等のテーマについては、参加者のニーズや興味・関心のある内容を取り入れることで人権問題への理解・認識を深めている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	6	10	4	0	0
●人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡）【評価B】					
・多くの市民が人権に触れるとともに、人権を考える場とするため、各種事業を実施（事業内容）トークセッション、講演会、人権に関する展示、ワークショップ等 ◇来場者数 R4n:4,584人 → R5n:4,468人（目標:5,000人）					
●人権映画会（ココロン映画会）の開催【評価C】					
・市民の関心を惹く人権映画の上映を通して、市民の人権意識の高揚を図った。 ◇来場者数 R4n:377人 → R5n:262人（目標:450人） ◇映画会について「人権問題の理解度が深まった」と答えた方 91.2%					
●小中学生向け男女平等教育副読本の作成【評価B】					
・男女平等教育副読本の作成・配付し、活用を促進 ◇活用率 小学校 R4n:95.8% → R5n:95.2%（目標:100%） 中学校 R4n:88.4% → R5n:85.7%（目標:100%） ・教員を対象とした男女平等教育研修会を実施					
●人権保育研究・研修事業【評価B】 ※再掲（施策1-(1)）					
●人権読本「ぬくもり」の活用促進【評価B】 ※再掲（施策1-(2)）					
●若者との共働事業（ココロンキャンパス）【評価A】 ※再掲（施策1-(3)）					
●働く人権研修【評価A】 ※再掲（施策1-(4)）					
●企業への研修講師派遣等【評価B】 ※再掲（施策1-(4)）					

施策の方向性					
市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会を実現するためには、人権意識の高揚を図るための啓発イベントや情報提供、広報活動などの人権啓発を効果的に推進し、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえられるようになることが重要。 ○各種啓発イベントの積極的な実施 ○研修会や各種イベントなどへの参加の促進 ○研修会や各種イベントなどの内容や形態の工夫・改善 ○教材に関する積極的な情報提供 ○学習相談体制などの充実 ○効果的な情報提供 ○マスメディアとの連携					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価				○：おおむね順調（○：おおむね順調）	
・各種啓発イベントについて、幅広い市民の参加を促進するため、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、多くの市民が参加しやすい日程の設定や事業内容の工夫を行っている。 ・テレビCMやラジオ番組による啓発について、テレビ・ラジオでの放送に限らずSNSやデジタルサイネージ等、様々な媒体を活用して啓発している。 ・人権に関する情報発信について、広報紙など紙媒体の発行とともに、ホームページにも掲載し、鮮度の高い情報提供に努めている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	4	19	4	0	0
●北朝鮮人権侵害問題啓発週間事業 【評価A】 ・啓発週間を中心に講演会やパネル展など、様々な啓発活動を実施 （事業内容）講演会、パネル展、ブルーリボン着用、市政だよりや市ホームページ、ポスター掲示、テレビCM、ラジオによる啓発 等 ◇講演会参加者アンケートにて「拉致問題への理解や関心が深まった」と答えた割合 R4n:100% → R5n:95%（目標:95%）					
●性的マイノリティに関する取り組み 【評価B】 ・「性的マイノリティに関する支援方針」に基づき、当事者等への支援や市民や企業、団体への啓発を実施 （事業内容）パートナーシップ宣誓制度、パートナーシップ宣誓制度の都市間連携、LGBT電話相談、性的マイノリティ交流事業、レインボー×ココロ映画会、ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度 等					
●マスメディアを活用した啓発活動（テレビスポット） 【評価B】 ・7月「福岡県同和問題啓発強調月間」、12月「人権尊重週間」に人権に関する啓発CMをテレビ放映するほか、SNS広告やデジタルサイネージ、シネアド等でも放映 ◇内容 7月「差別のない社会を目指して」 期間：7/15～7/21 放送回数：37回 12月「画面の中？」 期間：12/1～12/16 放送回数：83回					
●人権啓発ラジオ番組「こころのオルゴール」制作・放送 【評価B】 ・様々な人権問題をテーマに、5分間の人権啓発ラジオ番組を制作、放送。放送シナリオを活用して、動画や人権マンガを制作し、インターネット等で公開 ◇内容 期間：R5.12.1～12.21 R6.2.1～2.21 放送局：crossFM 放送回数：全30回					
●人権啓発センターだよりの発行 【評価C】 ・人権啓発センターの広報紙を、年4回（6・9・10・12月）発行（各4,000部） ・配布先は市内の小中高校、市民センター、公民館など。HPにも掲載 ◇「R4人権問題に関する市民意識調査」における人権啓発センターの認知度 H29n調査:11.6% → R4n調査:8.4%（目標:15%）					

施策の方向性					
幅広い市民への人権教育及び人権啓発を推進していくためには、市民の日常生活の身近なところで人権学習のリーダーとして活動する指導者の役割が重要であり、区生涯学習推進課・公民館や人尊協などが相互連携を図り、地域に密着した人材育成を推進することが必要。 ○地域指導者などに対する研修の充実 ○新たな地域指導者の人材発掘 ○実践的な研修手法の工夫・内容の充実 ○人材情報のデータベース化及びその活用					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			○：おおむね順調（○：おおむね順調）		
・地域における人権教育・啓発を担う人材育成のため、動画配信も活用しながら、研修や交流会を実施している。 ・PTAを対象とした一部の事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で未実施となっていたが、開催手法の工夫により再開しているものの、参加人数が目標に達していないなど課題が残っている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	8	25	7	0	5
●講師紹介事業 【評価C】 ・本市関係部局が招聘した講師の一覧表を作成し、市民等から問い合わせがあった場合に提示できるようにしている。 ●PTA人権教育研修 【評価C】 ※再掲（施策1-(3)） ・市PTA協議会と連携し、区PTA連合会や各单位PTAにおいて人権教育研修会を実施 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、各区で実施ができなくなっていた人権教育担当者連絡会をオンデマンド配信で実施。 ◇全市・各区・各单位PTAの役員・委員・会員研修会 延べ参加人数 R4n:9,372人 → R5n:5,775人（目標:25,000人） ※各区においても、各学校PTAの実情に応じて補足資料の作成等をするほか、PTA研究集会やセミナー、交流会を実施するなど、PTA活動の充実を図っている。（全区PTA人権教育担当者連絡会・全区PTA連合会の育成・支援） ●新任公民館職員研修 【評価B】 ※再掲（施策2-(3)） ●全区公民館職員人権教育研修 【評価A：3 評価B：4】 ※再掲（施策2-(3)） ●各区人権教育推進交流会（博多・城南・西） 【評価B：1 評価C：2】 ※再掲（施策2-(3)） ●社会教育主事等研修 【評価B】 ※再掲（施策2-(3)）					

施策3－（5）教材の開発・整備

3事業

施策の方向性					
これまで整備してきた人権に関連する様々な教材を人権尊重という視点で見直し、教材の開発・整備を進め、一層の活用を図っていくことが必要。 ○パンフレットなどの活用及び体系的な教材の開発・整備 ○成長・発達過程に応じた教材の開発・整備					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			↑ ○：おおむね順調（△：やや遅れている）		
・人権教育・啓発に関して、様々な教材・資料等を作成している。 ・市民や学校において、成長・発達過程に応じた啓発に取り組んでおり、人権読本「ぬくもり」の活用回数が前年度よりも上がっている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	0	3	0	0	0
●<u>教材、資料等の研究・開発</u> 【評価B】 ・様々な人権問題に関して情報収集し、研究開発した教材・資料等（人権啓発CM、ラジオ番組、人権啓発広報紙など）を、来館者に提供するとともに、ホームページに掲載 ●<u>人権読本「ぬくもり」の活用促進</u> 【評価B】 ※再掲（施策1-（2）、3-（2）） ●<u>小中学生向け男女平等教育副読本の作成</u> 【評価B】 ※再掲（施策3-（2））					

施策3－（6）総合的なネットワークづくり

5事業

施策の方向性					
人権問題が複雑化・多様化している中、あらゆる人権問題の解決を図るためには、個別分野ごとの人権問題相互の関連性なども視野に入れた総合的な取り組みが求められている。 ○総合的な取り組みの推進 ○市民団体や専門家などとの積極的な連携、ネットワークの形成					
施策の進捗状況・施策評価（ ）内はR4nd評価			○：おおむね順調（○：おおむね順調）		
・「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」を周知し、庁内における総合的な取組みを推進するとともに、関係機関や団体等との連携を図っている。					
主な事業の実施状況・事業評価	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	0	4	1	0	0
●<u>庁内における総合的な取り組み</u> 【評価B】 ・「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知とともに、全職員を対象にeラーニング研修を実施 ◇受講者：延べ9,347人 受講率：75.7% ※年1回実施 ◇受講者アンケートで「たいへん理解できた」「概ね理解できた」と回答した割合：98.5% ●<u>福岡人権擁護委員協議会への支援・協力</u> 【評価B】 ※再掲（施策1-（3）） ●<u>福岡市要保護児童支援地域協議会</u> 【評価B】 ※再掲（施策1-（3）） ●<u>福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業</u> 【評価B】 ※再掲（施策2-（5））					

実施計画（令和6～9年度）の「人権教育・啓発を進めるにあたっての基本的な考え方」における令和5年度の代表的な取組事例

基本的な考え方	視点と取組事例
(1) 暮らしの隅々まで人権意識が普及した社会の実現	③あらゆる人権分野においてインターネット上の人権侵害が発生していることを踏まえて、研修や講座のテーマや内容を検討します。 ・インターネットによる人権侵害問題をテーマに講演会を実施 ・同和問題研修の中でインターネットによる人権侵害に触れた ④人権問題を自分の問題として捉えることができるよう、当事者による講演会や映画上映会を実施するなど、啓発手法を工夫します。 ・当事者による講演や映画上映、対談形式での講演を実施 ⑤人権問題の解決に繋がるよう、啓発にあたっては、人権侵害の解決に向けた各種制度や窓口についても積極的に周知していきます。 ・講演会や研修開催時に、各種制度や相談窓口案内チラシを配布
(2) 多様性を認め合う意識の醸成	①市民ニーズも踏まえつつ、これまで取り上げる頻度の低かった分野や新たにクローズアップされてきた人権分野についても積極的に啓発を図るなど、テーマが偏ることなく様々な人権問題について啓発を行います。 ・性的マイノリティ、職場でのハラスメント、ヤングケアラー、デジタル社会における子どもの人権侵害問題等のテーマで講演会を実施 ②研修や講座・各種イベント等は、参加者が文化や考え方等の違いを理解し、人権について考える機会となるよう開催手法を工夫します。 ・講演会の中で参加者が発言する機会を設定 ・参加型研修（グループワーク）として実施
(3) SNSの活用などターゲットに応じた人権教育・啓発	①人権教育・啓発にあたっては、SNSでの発信や動画配信なども積極的に活用します。 ・講演会のオンライン同時配信及び録画配信を実施 ③啓発情報の発信にあたっては、多様な年代に広く伝えることができるよう、手法が偏らないように取り組みます。従来取り組んできたテレビCM、ラジオ、講演会、広報紙発行などについても継続し、啓発ターゲットを意識した啓発を行います。 ・啓発テレビCMをSNS（Youtube、instagram、X、LINE）やインターネット広告で放映 ・啓発ラジオのシナリオ字幕動画、ナレーター朗読動画をSNS（Youtube、Facebook、instagram）で公開 ・人権啓発記事を市ホームページなどに掲載
(4) 若年層への人権教育・啓発の積極的な推進	①人権問題に触れるきっかけを提供するため、SNSや動画配信、ホームページでの情報発信の充実など、若年層が日頃から活用しているツールを活用した情報提供を充実させます。 ・SNS（Youtube、instagram、LINE、Facebook、X）やインターネット広告での広報を実施 ③若年層は就労や子育て中である人が多いことなどを踏まえて、大学との連携事業や企業研修、PTA研修など、人が集まる場に出向いて実施する講座等の開催を推進します。 ・講演会を大学と連携し、授業の一環として実施 ・教授の協力を得ながら、学生の関心があるテーマ・講師を設定 ④若年層をはじめ誰でも気軽に参加できるように、開催日時やテーマ、SNSや動画配信の活用など、事業内容・手法を工夫しながら開催します。 ・誰もが参加しやすいよう講演会等を土日昼に開催 ・ターゲットとなる若年層と同年代を取材対象とした啓発資料の制作